

# 八王子市市民参加条例の適切な運用 について（答申）

平成 2 2 年 9 月

八王子市市民参加推進審議会（第 1 期）



平成22年9月16日

八王子市長 黒 須 隆 一 様

八王子市市民参加推進審議会  
会長 渡戸 一郎

八王子市市民参加条例の適切な運用について（答申）

平成20年12月17日付20八政政発第166号により、八王子市市民参加推進審議会は、下記諮問事項について諮問を受けました。以来、私たちは、2年にわたり、全9回の八王子市市民参加推進審議会を開催し、本市における市民参加推進の状況などについて、関係部署等と意見交換を行うとともに、それぞれの諮問事項における、さらなる市民参加の推進を図るための方策を議論してきました。

このたび、私たちは、次のとおり意見を取りまとめ、答申として提出します。

<諮問事項>

- 1 市民参加条例の運用状況の検証について
- 2 基本構想・基本計画策定における市民参加の方法について
- 3 市民参加に関する庁内推進体制の構築について



# 目 次

|   |                            |    |
|---|----------------------------|----|
| 1 | はじめに                       | 1  |
| 2 | 市民参加条例の運用状況の検証について         | 2  |
| 3 | 基本構想・基本計画策定における市民参加の方法について | 8  |
| 4 | 市民参加に関する庁内推進体制の構築について      | 11 |
| 5 | おわりに                       | 13 |

## 附属資料

|   |                      |     |
|---|----------------------|-----|
| 1 | 諮問書                  | 附-1 |
| 2 | 第1期八王子市市民参加推進審議会委員名簿 | 附-2 |
| 3 | 審議経過                 | 附-3 |
| 4 | 八王子市市民参加条例           | 附-4 |
| 5 | 八王子市市民参加条例施行規則       | 附-8 |

## 参考資料

|   |                   |         |      |
|---|-------------------|---------|------|
| 1 | 市民参加条例の運用に関する実態調査 | 集計結果まとめ | 参-1  |
| 2 | 市民参加に関する他市の推進体制調査 | 結果まとめ   | 参-29 |



## １．はじめに

本八王子市市民参加推進審議会（以下「本推進審議会」という。）は、八王子市市民参加条例（以下「市民参加条例」という。）第１１条の規定に基づき、「市民参加条例の適切な運用を図るため、市長の附属機関」として設置され、一昨年の１２月に市長から諮問を受けた。諮問事項と諮問理由は附属資料１「諮問書」のとおりである。

本推進審議会は、この諮問事項についての意見をまとめるにあたり、市民参加条例、基本構想・基本計画、庁内推進体制等について、他の自治体の状況や本市のこれまでの取り組みを調査し、論議を積み上げてきた。論議にあたっては、委員の選出区分である公募、学識経験者、団体等の視点にとどまらず、市民としての視点から意見を出しあうことに努め、市民参加条例第４条で定められている市民の責任と自覚を持ち、互いの立場を尊重した市民参加を、本推進審議会委員全員が実践できたと自負している。

この経験から、市民参加は行政主導の形式的なものであってはならず、市民参加条例の前文にあるように、市民の自発的、自主的、自由な参加によってこそ、市民との協働のまちづくりにつながることを確信したところである。

したがって答申においては、市民が自発的、自主的、自由な参加を行うために、行政にとって必要な整備のあり方を市民の視点で提起することに努めるとともに、市民参加を拡充するために求められる市民の行動や意識のあり方も取り上げた。

市民と行政が協働のパートナーとして活力ある八王子を実現するため、市民参加の量的拡大が必要であるが、同時に、その質を高めることも重要である。

以下、各諮問事項別に本推進審議会としての見解を述べる。

## 2. 市民参加条例の運用状況の検証について

### (1) 市民参加条例の運用状況について

市民参加条例では、その運用状況や効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行うこととしている。そこで本推進審議会は、平成20年度及び平成21年度の庁内各部署における市民参加条例の運用状況について調査し、その規定・趣旨に照らした検証を行った。その結果、市民参加条例第6条第1項に規定されている計画、条例等の案に該当するものが13事業あり、そのすべてが市民参加条例第5条で規定されている市民参加の方法を実施していた。また、市民参加条例に規定されていない事業についても、積極的に市民参加の方法を取り入れているものが84事業あり、1つの事業において複数の方法で実施している事業もあった。

全体的には、各部署は市民参加条例に規定されている事項を適切に運用していたが、今後運用していくうえでいくつかの課題も生じており、本推進審議会において確認された課題と合わせて、見解及び改善策を以下に述べる。

### (2) 市民参加条例の運用上改善が求められること

#### 全体に関すること

- ・ 現行の基本構想・基本計画（以下「八王子ゆめおりプラン」という。）では市域を6つに区分し、それぞれの地域に応じたまちづくりを市民協働のもとで進めていくこととしているが、個別の計画によっては、八王子ゆめおりプランの地域区分と同一ではない現状がある。今後も計画に沿った身近な地域単位での参加の機会を図っていくことが必要である。

- ・ 市民参加条例第5条の方法を駆使して大規模な市民参加がなされた場合でも、実際に参加しうる市民が、市民全体の数から考えると少数にとどまることについては、以下のように考える。

そもそも市民参加は政策の幅を広げ、より良い政策形成を行うための方法であり、多くの市民が参加することは極めて有効である。そのため、市民参加が民主的な代表としての正当性を完全に有しているわけではないことに留意しつつも、これを積極的に評価し、取り組むことが必要である。

- ・ 参加者の数が多い年代層と少ない年代層があり、また参加者が固定化されている現状がある。新しい層の参加を促すため、無作為抽出による市民参加の方

法である市民討議会<sup>1</sup>を開催したり、パソコンを活用し、自宅にいながら意見を表明できる電子会議<sup>2</sup>を活用することも有効である。活用の際には、単に新しい層の「数」を増やすことのみにとらわれないように留意すべきである。

・本市は人口が多く市域も広いことから、年代別・地域別に対象を区分して市民参加の方法を行うことも検討すべきである。特に年代別・地域別にアンケート調査を行うことは具体的な展開を図るうえで有効な方法であると考える。

・「平成21年度市政モニター第3回アンケート<sup>3</sup>」の結果では、市政モニターの91.6%が「広報はちおうじから八王子市の市政や市民参加に関する情報を受け取りたい」と答えている。一方で「市役所ホームページでのお知らせで受け取りたい」と答えているのは41.1%であった。市報が市民参加の前提となる行政情報の提供及び共有において大きな役割を果たしており、今後も市報を中軸においた情報展開を図っていくことが適切である。

さらに市民参加を推進するうえで市報だけではなく、ホームページや他のメディア<sup>4</sup>との役割分担及び相互参照を図っていくことが必要である。

具体的には、ホームページに市が行っている市民参加に関する情報を見られるように「市民参加に関するお知らせコーナー」を設け、タイトルに動きをつけたり、漫画やイラスト等を交えて注目度を高めるなどの工夫も必要である。

・公募による市民委員の募集を行う際に「論文」の提出を求められることがある。「論文」とすると非常に高い専門性を求められている印象を与えてしまいがちである。そこで、「参加の動機を400字以内で」などのように平易なものとするすることで、印象による参加へのハードルが下がり、参加しやすくなると考えられる。また、専門性や経験が必要な委員に関しては、別途、課題や面接等で工夫することが適切である。

---

<sup>1</sup> 市民討議会

ドイツから始まった市民参加の方法。無作為抽出で選ばれた市民が専門家からの情報提供を受け、行政課題などについて議論する。参加者には一定額の報酬が支払われる。

<sup>2</sup> 電子会議

インターネットなどを利用して時間や場所にとらわれずに、パソコン間で意見交換・情報交換すること

<sup>3</sup> 平成21年度市政モニター第3回アンケート

本市は市民からの意見を市政運営に役立てていくために、公募による市政モニター制度を実施している。

平成21年度市政モニター第3回アンケートでは「市民参加によるまちづくりの推進について」をテーマに市政モニター95名から回答を得た。

<sup>4</sup> メディア

新聞、雑誌、テレビ等の媒体

・それぞれの市民がより良い公共のあり方を模索しつつ、多様な意見を述べあうことで政策の幅を広げていくことは市民参加の大きなメリットである。また、市民の側としては、意見として述べたことが政策の展開につながったり、フィードバック<sup>5</sup>されることにより参加満足度が高まる場合もある。一方で、市民参加をすることにより、仕事を休むなどの負担もある。今後、参加者の負担感に関しては、参加者謝礼などによりこれらを軽減できる対応を設ける必要がある。

・情報提供量が多すぎて、市民にとってはかえってわかりにくい場合がある。市民参加の方法を用いる部署は、市民に対して簡単な入口から入ってもらうような工夫をし、必要に応じて細かい資料を参照できるようにするなど、複数の方法を用意することが必要である。表現方法もできるだけ平易なものにし、内容によっては漫画やイラスト等を交えることが望ましい。

また、市民からの意見に対するフィードバックを意識的に行うことも市民の「市民参加への関心」を高めることにつながると考えられる。

・各部署によって事業の展開に違いがあるため、市民参加の段階や周知・公募期間等の基準を一元的に決めることは難しい。しかし、計画策定の準備段階でアンケートを実施し、素案策定段階でワークショップ<sup>6</sup>や市民会議<sup>7</sup>を実施し、原案策定段階でパブリックコメント手続<sup>8</sup>を実施するという手順や、市の重要な政策を決定する際には、審議会<sup>9</sup>を設置してこれらを諮るなど、いくつかのパターンを庁内で共有することは、各部署において適切な市民参加の方法を活用するうえで有効である。

・市民参加全般において「個人的な意見」が多く見られるが、それらも市民の見方として一定の意義があることを強調したい。アンケートやパブリックコメ

---

<sup>5</sup> フィードバック

ここでは、市民参加の結果を次に活かされるよう市民に伝達すること

<sup>6</sup> ワークショップ

参加者が主体的に論議したり、言葉だけでなく身体を使って体験したりするなど、相互に刺激し合い、学びながら意見を述べる方法

<sup>7</sup> 市民会議

定員を設けず、誰でも参加でき、参加市民自身が会議を運営し、報告書や計画・条例素案等をまとめることを目的とした会議方式

<sup>8</sup> パブリックコメント手続

市の基本的な政策案の策定に当たり、事前に内容を公表して市民から意見を募集し、それを考慮して政策の意思決定とするとともに、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表する一連の手続きのこと

<sup>9</sup> 審議会

重要な政策立案や制度の運用にあたり、専門家、関係者や市民等の意見を幅広く反映させるための会議方式

ント手続等で「個人的な意見」が出ることはやむを得ないし、それらを規制しては自由な意見が出ることを阻害してしまう。

また、そもそもどこまでが「個人的な意見」で、どこからが「全体を考えた意見」なのか線を引くことは困難である。「全体を考えた意見」を増やすためには、ワークショップや市民会議、市民討議会等で事前に「市全体のことを考えるとどうすればいいか」について考えてもらう旨を、しっかりと認識してもらう必要がある。

また、意見の異なる市民が議論を交わした上で新たな合意形成を目指すプロセス<sup>10</sup>自体に意義があると考ええる。

### **パブリックコメント手続について**

・事業によっては、パブリックコメント手続以外の市民参加の方法が適切な場合がある。まず、パブリックコメント手続を実施することが適切かどうかを各部署で判断することが重要である。

・パブリックコメント手続における意見の提出期間は、市民参加条例第8条第3項で「原則として30日以上」と規定している。期間日数を長く設定しても寄せられる意見数が増えないという現状があるなか、期間中は「ご意見募集中」のPRを継続する一方で、迅速な展開が求められる事業については、その周知を多様な方法で、きめ細かく実施することを前提に、実施期間を短くすることが望ましい。

### **審議会・市民会議・ワークショップについて**

・審議会における公募市民委員への応募者数が低迷しており、傍聴人も多くないという現状がある。また、市民会議では参加者が固定化しがちであり、新しい層の参加者を掘り起こすという課題がある。市政への市民参加に関心をもってもらうためには、単に市報やホームページで周知するだけでなく、例えば、テーマに造詣が深い団体に呼びかけたり、多様なメディアなどでPRするなど、効果的に呼びかけていくことが必要である。

・市政モニターアンケート結果では市民が「参加してもよい」と答えた市民参

---

<sup>10</sup> プロセス  
行程、手順、方法、過程、経過、道程

加の方法は、アンケート調査が85.3%と最も高く、ついで公聴会・説明会<sup>11</sup>が44.2%だった。比較的参加しやすい公聴会・説明会を市民の関心を引き込むような方法で実施し、審議会など他の「市民参加への関心」につなげていくことも効果的である。

また、市民会議では、公募委員方式に加えて、無作為抽出方式を併設する方法なども市民への注意喚起や意見の掘り起こしとして有効と考えられる。

・審議会委員の男女の構成や年齢層に偏りが見られる場合がある。委員個人の仕事などの都合を考えると、審議会における従来の開催方法では、これらの偏りをなくすことは難しい。対策として、積極的な周知を行いながら、例えば、開催時間を夜間や休日にし、開催場所を交通の利便性が高い場所にするなどの工夫が必要である。また、電子メールや電子会議を活用することも考えられるが、設備のコストやパソコン操作技術という課題もあることから、将来的な取り組みとしていくことが望まれる。

また、テーマによっては年齢別に審議会を開催するなどの試みがあっても良いと考える。

・ワークショップはさらに活用すべきである。具体的にはテーマに関連したグループに話を聞いたり、グループを集めて話し合いを行ったりすることが効果的である。事業評価<sup>12</sup>にワークショップを活用することで、次の事業計画に役立てることも効果的である。そのためには市職員などに対し、ワークショップをコーディネート<sup>13</sup>するための研修会などを行うことで、職員がワークショップに関する知識を習得し、活用しやすい環境を整えていく必要がある。

### **アンケート調査、聞き取り調査その他の広聴活動について**

・アンケートの調査票や分析に困難を感じる部署が多いようである。これらについては、調査票作成や分析方法の研修などを実施し、その技術の習得が望まれる。中長期的には調査票作成や集計方法等のノウハウを蓄積する担当を設置し、各部署と連携し市全体の調査・分析能力の向上を図ることが効果的である。また、調査票などの作成段階では調査項目などに関する市民の意見を参考にす

---

<sup>11</sup> 公聴会・説明会  
市の事業について、公開の場でさまざまな立場の市民の意見を聞く制度

<sup>12</sup> 事業評価  
市が実施している事務事業の実施内容について実施効果や必要性等を客観的に評価すること

<sup>13</sup> コーディネート  
全体をまとめること、調整すること

ることがあっても良い。

・庁内における過去のアンケート調査結果や取り組みなどがまとまって蓄積されていないようである。そのために庁内の情報ネットワークなどを活用し、庁内のアンケート調査事例や結果に関する情報をまとめることで庁内の情報共有と活用を図るべきである。

さらに、既存のデータについて、庁内的には新たな調査票作成や情報分析の参考として、また情報共有の観点から、庁内だけでなく市民に対しても積極的に情報提供を行うことで、アンケートの調査結果などを市民が活用できるようにすべきである。

例えば、集約された庁内のアンケートデータや、調査結果等をデータベース<sup>14</sup>化して図書館などで閲覧、利用できるようにすることも検討されてよい。

---

<sup>14</sup> データベース

共有化を目的として、大量の情報を蓄積しておき、その中から必要な時に必要な情報を取り出すことができるよう集中的に管理するしくみ

### 3. 基本構想・基本計画策定における市民参加の方法について

#### (1) 八王子ゆめおりプラン策定における市民参加について

八王子ゆめおりプランは、平成15年3月に策定された。策定当時、「地方分権」や「市民との協働」が社会において意識されはじめ、行政を取り巻く環境が大きく変化していたことを踏まえ、本市は八王子ゆめおりプランの素案策定を八王子ゆめおり市民会議（以下「ゆめおり会議」という。）に委ねた。

ゆめおり会議は、115名の公募市民と23名の市職員が委員となり、「教育・学習」、「共生」、「生活・福祉」、「活力」、「快適」、「環境」、「参画・協働」、「分権・改革」の8つの分野の分科会に分かれ、約1年にわたり延べ270回を超える会議を開催し、素案を策定した。本市は、ゆめおり会議から素案の提出を受けて、原案を策定し、市議会へ提出している。この過程においては、中間報告時における市民意見の募集や素案提出後ではあったが、ゆめおり会議と市議会議員との情報交換会も実施された。

従来の審議会方式ではなく、公募による市民会議方式で素案を策定したことは、本市としては初めての試みであっただけでなく、人口50万人規模の自治体においても例がなく市内外から高く評価され、市民会議方式を用いたことの意義は大きかったといえる。

#### (2) 八王子ゆめおりプラン策定後の個別の計画策定における市民参加について

本市は、八王子ゆめおりプラン策定後も、同プランの施策の展開として市民参加を推進しており、個別の計画策定においても審議会への公募市民委員の参加、市民会議、パブリックコメント手続、アンケート調査等の実施により市民意見の反映に努めてきた。特に「環境基本計画」の策定の際には、市民と事業者で構成された「環境市民会議」を設置し、市民と事業所における各地区での環境保全計画などを策定した。このように、本市では、着実にゆめおり会議の流れが受け継がれている。そして、このような市民参加の積み重ねを踏まえて、平成20年には市民参加条例が制定された。

#### (3) 市民参加方法の多様化について

3ページで前述したように、無作為抽出による市民参加の方法である市民討論会が、近年、注目されている。本市でも平成21年に、社団法人八王子青年会議所が主体となり開催し、活発な議論が行われた。

また、これまで市民参加をする機会がなかった市民の意見を幅広く反映させるために、他市では審議会委員の無作為抽出による選出方法が試みられている。このような実績を踏まえつつ、本市における次期基本構想・基本計画の策定に

際しても、これらの市民討議会や無作為抽出による委員選出方式などの多様な市民参加の方法を、積極的に利用することが望ましい。

#### **(４) 市民参加の効果的な運営について**

市民会議は、公募による多くの市民が自由に議論する場であり、多様な市民意見を聴取し、それらの意見を次期基本構想・基本計画の策定に反映させることが重要である。そのため、特定の方法に限定されることなく、可能な限り、他の市民参加の方法も併用することが必要である。ただし、その際に市は、市民が参加しやすく、持続可能な会議とするために運営方法を考慮する必要がある。

具体的には、市民委員を募集する際、あらかじめ議論内容や期間等の基本的な運営ルールを、市民との議論を踏まえて策定し、市側が明確に提示することが必要である。

また、市民会議などでは、参加していない市民も、自由にその内容を知ることができるための方法を検討し、積極的に情報発信していくことが求められる。具体的には、市民会議などでの議論内容を公開したり、会議資料をインターネットなどを活用して公開することで、市民に対し情報提供を行うべきである。また、パブリックコメント手続により寄せられた意見の検討及び反映結果だけでなく、アンケート調査やヒアリング結果等の反映状況や、その最終的な結果の情報提供を積極的に行うことが必要である。

#### **(５) 次期基本構想・基本計画策定における市民参加の方法について**

次期基本構想・基本計画の策定にあたっては、以上の内容を踏まえ、前回よりも、さらに市民参加を推進した体制で行うことを、前提とすべきである。

##### **アンケート調査・ヒアリング・パブリックコメント手続について**

アンケート調査・ヒアリング・パブリックコメント手続は、市民会議に参加できない市民の意見を市民会議での議論に取り入れることにより幅広い議論展開につながるという点で、有効な手段である。そのため、具体的には、市民会議の設置に先立ち、市が一般市民へのアンケートを実施し、その結果を市民会議に提供すべきである。また、市がアンケートを地域別に分析したり、市政モニター結果や市政世論調査など他のアンケート結果を活用することが望ましい。

八王子ゆめおりプランの策定の際には、素案の中間報告で市民意見を募集した。次期基本構想・基本計画の策定においても、市民参加条例に基づきパブリックコメント手続を実施することは言うまでもないが、市民会議が議論

の過程で、関係団体・市民団体等へのヒアリングを行い、パブリックコメント手続では把握できない意見の抽出を心がけるべきである。

また、市はすでに、さまざまな広聴業務を行っているため、既存の事業を活用することがよい。具体的には地域別を実施している「タウンミーティング」、「市長への要望」、「学生と市長とのふれあいトーク」、「子どもミーティング」等、必要に応じて活用すべきである。

### **市民会議・ワークショップの活用・新たな意見交換の場の創出**

市民会議において、より活発な意見交換がされるためには、参加する市民自らが会議の運営を行うことが望ましい。そのためには、市民一人ひとりが意見を述べながら合意形成を図っていく、ワークショップなどを取り入れることが効果的である。また、市民会議・ワークショップには、市職員も「市民」であることから、その一委員として、議論に参加すべきである。

一方、市議会議員については、最終的に提出された議案を審議採決する立場になることもあり、参加の要否の判断は、議会側に委ねるものの、本推進審議会としては、議員が市民会議の委員として、素案の策定に直接関わることは適切ではないとも考える。ただし、幅広い意見を聴く意味においては意見交換を行う機会を設けることは考えられる。

八王子ゆめおりプラン策定では、ゆめおり会議が素案を提出した後は、市の責務において原案を策定した。このように、中・長期的な課題を見据え、総合的な見地から、市が原案を策定した過程に対しては異論はない。しかし、市民参加を推進するという前提に立って、次期基本構想・基本計画の策定にあたっては、原案を策定する段階においても、市民と市が総合的な見地から意見交換ができる場を創出すべきである。

## 4．市民参加に関する庁内推進体制の構築について

### (1) 庁内推進体制の現状について

本市では、現在、市民参加に関する業務を、一括して担当する部署はない。具体的には、広聴広報室、経営監理室、協働推進課、総務課、政策審議室がそれぞれ他の業務と併せ、市民参加に関係した広聴、審議会、市民協働、情報公開、条例等の業務を行っている。現在までのところ、いわゆる縦割りの弊害として、市民参加が阻害されるという具体的な事例は出ていないようではあるものの、各部署間の情報共有や協力により、市民参加を総合的に高めるための施策展開が不足している感があることは否定できない。

### (2) 庁内推進体制の望ましいあり方について

本推進審議会は、本市における市民参加に関する庁内推進体制について、関係部署からの聞き取りや周辺市での推進体制などの調査を行い、市民参加条例の規定・趣旨から考えられる、望ましい市民参加の推進体制について検討を行った。

これらの検討結果を整理すると、まず、多岐にわたる推進部署を集中すべきか否かという論点、また、集中化しない場合には、一定の取りまとめ担当部署を置くべきか否かという論点、さらには担当部署を設定する場合、どのような部署が適切かという論点などがあり、本推進審議会では、これらの論点に対し、どのように対処すべきか討議した。

#### 推進部署の集中化について

市民参加の方法については多様なものがあり、これらを活用する部署によって、その必要性や実施時期は大いに異なる。そのため、その用途が多様な市民参加の方法のすべてを一つの部署で行うことは困難であると考えられる。その点から、たとえば、市政への要望、提案、意見等の受付を担当する広聴広報室がアンケート調査を担当するなど、現状のように他の担当業務との関係が深い個別の市民参加の方法について、各部署が分担することは効率的であると考えられる。

また、都内の各市への調査結果からは、市民参加の方法すべてにわたり、特定の部署が担当している例はなく、また、庁内に広く市民参加を担う部署が分散的に置かれることで、結果的に、市が組織として市民参加に取り組んでいる姿勢を示すこともできている。

さらに、市民参加を推進するための部署を集中させた場合、業務が広範なものとなる一方で、併せて担当すべき具体的な事務事業が考えにくい。

こうしたことから、本推進審議会は、市民参加を推進するための部署を集中化すべきではないと考える。

### **市民参加推進の取りまとめ部署の必要性について**

前述のとおり、都内各市を調査したところ、市民参加の条例を特定の部署が担当している例はあるものの、市民参加の方法すべてにわたって、特定の部署が担当している例はない。しかし、市民参加の推進体制が集中化されていないことで、市民参加の全体像が把握できないということはあってはならない。そこで、市民参加の全体の状況を集約し、各部署が市民参加を推進するように統括し、総合調整する部署を置くことは、必要である。

### **市民参加推進の取りまとめの具体的部署について**

都内各市の調査では、企画部門に設置されている市がやや多いものの、市民協働部門にある市も一定の割合を占めている。本市の現状では、このような取りまとめ部署は政策審議室が担っている。市民参加条例第12条では、「この条例の運用状況、効果等について継続的に検証し、必要に応じ見直しを行う」と規定している。取りまとめ部署に関しては、各市の実情により判断されることが適切ではあるものの、同条例の根拠規定からは、政策的判断の視点を継続的に加えていくことが求められると解することもでき、これらの判断の具体化を担当する政策審議室が引き続き担当することが適当であると考える。

つまり、個々の市民参加の方法についての部署を明確にし、方法ごとの運用状況、効果等の調査、検証については、個別の部署が分散的に実施することを前提としつつ、前項で述べた、総合調整をする部署として、政策審議室が、市民参加全体の状況集約や市民参加推進のための統括を行い、全体的な方法などの見直しに集中すべきである。

## 5 おわりに

平成22年6月、地域主権戦略大綱が閣議決定された。その内容は、国と地方あるいは地方と地方の間の行政のあり方や、議会と首長のあり方についての課題提起が大半であったが、今後はさらに、行政と住民の協働関係についても方向性が示されると考える。しかしながら、市民参加や市民との協働の重要性は、国の法律、制度によって規定されるものではなく、民主主義の本質から導かれる地方自治の本旨に基づいているものである。市民と市の双方は、そのことを常に認識していなければならない。

今回の答申にあたって、本推進審議会委員一同、「八王子ゆめおりプラン」策定にあたっての市民会議の役割の大きさを改めて認識し、八王子の市民が主体となって市民参加に取り組んできた歴史を学ぶことができた。一方で、本市における市民参加の取り組みが継続的、組織的に行われていることも再確認できたが、こうした努力が市民と行政の双方に求められ続けるものであることは言をまたない。

この答申は市長に向けたものである。しかし、同時に、市民に対する市民からのメッセージとして、ひとりでも多くの市民に伝えられることを望むものである。